



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本語教育における丁寧さの指導 : 問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限を中心に
Author(s)	藤原, 安佐
Citation	教授学の探究, 23, 99-110
Issue Date	2006-01-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/13663">https://hdl.handle.net/2115/13663</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_p99-110.pdf



# 日本語教育における丁寧さの指導

—— 問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限を中心に ——

藤 原 安 佐

(北星学園大学非常勤講師)

## 1 はじめに

丁寧さとは、聞き手とのコミュニケーションを円滑に行なうためのものであり、どの文化においても普遍的に存在するものである。しかしどういった行動を「丁寧」と捉え、「丁寧さ」をどのように表現するかは個々の言語や文化によって異なる。

丁寧さの指導には、「文法的丁寧さ」と「その文法概念に即した使い方に関わる丁寧さ」の両側面が不可欠である。本質的に丁寧にふるまうには、語形式だけでなく、言語使用に関わる丁寧さまで配慮しなければならない。

日本語学習者が多用する問いかけの「たい」「ほしい」は、聞き手である日本人に不快感や失礼な印象を与えてしまうことが多い。以下は学習者による語用論的に不適切な発話例である(#は語用論的に不適切であることを表す)。

### (1) 論文の添削を頼む場面で

- a. # 先生、私の論文 読みたいです。
- b. # 先生、私の論文 お読みにになりたいですか。

このような不適切な発話が生じるのは、従来の日本語教育において問いかけの「たい」「ほしい」に関わる使用制限が、「目上の人には使わない」「直接願望は尋ねない」など断片的な説明に留まり、具体的にこの制限がどのような性質で、どの範囲で適応するか明示されてこなかったためである。すなわち、言語使用に関わる丁寧さの指導が不十分だったことが一因と言える。

本稿では、問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限は聞き手に対して丁寧なふるまうための語用論的原則によるものと捉え、語用論的原則の体系的獲得を目指し、授業プランを提案する。

## 2 問いかけの「たい」「ほしい」の制限に関わる語用論的原則

### 2-1 日本語の丁寧さとは

日本語の丁寧さには、まず話し手が聞き手との関係を社会的要因に基づき丁寧体で話すか普通体で話すか選択し、次にその聞き手との関係に応じたルールに従ってふるまう二つの特徴がある<sup>1</sup>。問いかけの「たい」「ほしい」は後者に関わる原則により使用が制限される。

---

<sup>1</sup> 詳細は藤原 (2005) 参照

## 2-2 問いかけの「たい」「ほしい」の制限に関わる語用論的原則

本プランは、以下の語用論的原則を取り上げ、聞き手との関係に応じた丁寧なふるまい方を獲得していくことを目的とする。第一の原則は「《聞き手の私的領域》に関わる原則」である<sup>2</sup>。これは、丁寧体で話すべき聞き手に対する使用制限である。

### 語用論的原則 1 : 《聞き手の私的領域》に関わる語用論的原則

丁寧体で話すべき聞き手には、丁寧さを保つために《聞き手の私的領域》に関わる発話は回避しなければならない。

《聞き手の私的領域》とは、聞き手の欲求・願望・意志・能力・感情・感覚など個人のアイデンティティに深く関わるものである(鈴木 1997)。これらは主観的なもので本来個人的・私的なものであるため、聞き手はこの領域に触れられると、自己のテリトリーが侵害されたと捉え、丁寧さに欠けると感じる。そのため丁寧体で話す聞き手に対し、問いかけの「たい」「ほしい」の使用が制限される。

第二の原則は「利益と負担に関わる語用論的原則」である。これは、普通体で話す聞き手に対する使用制限である。

### 語用論的原則 2 : 利益と負担に関わる語用論的原則

聞き手に負担、話し手に利益がある場合、普通体で話す聞き手に対しても《聞き手の私的領域》に関わる発話は回避しなければならない。

(2) 日本人へのアンケート調査を依頼する場面で

# (友達に) アンケートに答えたい?

(2)は話し手には有益(利益)であっても、聞き手には「アンケートに答えなければならない」と言う負担がかかる。このような場合、普通体で話す聞き手に対しても制限が課せられる<sup>3</sup>。反対に丁寧体で話すべき聞き手との間に利益や負担が生じない場合には、原則1による制限はかなり緩和される。

従って、私的領域に関わる制限の指導においては、話し手と聞き手の関係、更に命題内容(話し手・聞き手の利益と負担)により制限の有無、程度の強弱が異なることを留意しなければならない。

<sup>2</sup> 鈴木(1997)は、聞き手の意向を尋ねることがどのような場面で適切あるいは不適切であるかを論じ、私的領域に関わる語用論的原則を立てた。本稿では、コミュニケーション上の丁寧さから聞き手との関係を重視するため、一部用語を改訂して原則を立てる。

<sup>3</sup> 鈴木は私的領域に関わる原則が丁寧体で話すべき聞き手に対してのみ適用しているが、本稿ではこの範囲以外にも適応すると捉える。

### 3 教育内容構成

本プランでは、原則1、原則2の順に提示し、問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限の構造を体系的に理解することを目指す。

#### 3-1 丁寧さの指導における本プランの位置付け

本プランは丁寧さの指導において次のように位置づけられる。

丁寧さの指導は、第一に聞き手との関係の的確な認識、第二にその関係における適切なふるまいの二段階に分けられる。本プランは、後者における2「聞き手の私的領域に関わる語用論的原則」に位置付けられる。2(1)は丁寧体で話す聞き手、2(1)aでは普通体で話す聞き手に対する丁寧なふるまいについてその原則を獲得する。更にく原則1>を獲得すると、問いかけの「たい」「ほしい」だけでなく、問いかけの「つもり」など私的領域に関わる他の表現についても獲得可能になる。

#### <丁寧さの指導>

- 1 聞き手との関係の認識
- 2 聞き手の私的領域に関わる語用論的原則（原則1）
  - (1) 問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限
    - a. 利益と負担に関わる語用論的原則（原則2）
  - (2) 問いかけの「つもり」の使用制限
  - ：
  - ：

#### 3-2 プランの特徴

本プランの特徴は以下の4点である。

##### (1) 語用論的原則の体系的指導

従来の指導では、問いかけの「たい」「ほしい」に課せられる二つの原則が断片的に示唆され、両者の関係や適用範囲が明示されてこなかった。本プランでは、丁寧体で話すべき聞き手には原則1、普通体で話す聞き手には原則2を基本にプランを構成し、二つの原則の関係性や原則の適用範囲を明らかにする。

##### (2) 本質的な丁寧さの指導

丁寧さの二つの側面、すなわち「文法的丁寧さ」と「その文法概念に即した使い方に関わる丁寧さ」に配慮し、両者を満たして初めて本質的に丁寧に表せることを意識できるよう選択肢を配置した。二つの丁寧さを比較することで、「文法的丁寧さ」だけでは丁寧さが不十分であることに気づくことが目的である。

##### (3) 適切表現の指導

これまで、問いかけの「たい」「ほしい」を用いるべきではないことは指導されても、「その代わりにどう表現すればいいのか」については、ほとんど触れられてこなかった。そ

ここで場面によって適切な表現が導けるよう「まとめの質問」で二つのルールを取り上げる。

(4) 具体的な場面の提示

学習者が問いかけの「たい」「ほしい」を不適切に使用する場面（「依頼」「申し出」「誘いかけ」「願望確認」）を問題に取り入れた。また場面をイメージしやすく、すぐに実際の発話につなげられるよう「話し手」を学習者本人、「聞き手」を指導教官とチューターに限定する。

## 4 授業プラン案

### 4-1 プランの概略

プランの概略は以下の通りである。

(1) 目的

日本語学習者が問いかけの「たい」「ほしい」に関わる語用論の原則を体系的に理解し、聞き手に対し丁寧なふるまい円滑なコミュニケーションを維持できるようにする。

(2) 対象

いわゆる初級終了レベルの日本語学習者とする。具体的には「たい」「ほしい」の文型、「話題敬語（尊敬語・謙譲語）」を学習済みで「聞き手敬語（丁寧体）<sup>4</sup>」の使い分けがわかっていることを前提にする。

(3) 構成

Part 1 で原則 1 を、Part 2 で原則 2 を取り扱い、各パートは、問題、解説、まとめて構成される。詳細は以下の通りである。

**Part 1 「たい／ほしい」の使い方の決まり 1**

問題 1 《聞き手の私的領域》に関わる語用論の原則（原則 1）

解説 「たい／ほしい」の使い方の決まり 1

お話し 《聞き手の私的領域》とは何か

まとめ 「たい／ほしい」に代わる適切な表現の導き方（ルール 1, ルール 2）

**Part 2 「たい／ほしい」の使い方の決まり 2**

問題 2 普通体で話す聞き手との話し方（原則 1 が適用しない場合）

解説 普通体で話す場合の「たい／ほしい」の使い方

問題 3 利益と負担に関わる語用論の原則（原則 2）

解説 「たい／ほしい」の使い方の決まり 2

問題 4 原則 1 が緩和される丁寧体での話し方

解説 利害関係がない場合の決まり 1 の緩和

まとめ 二つの決まりと二つのルールを使おう

<sup>4</sup>筆者は「敬意の対象」という観点から、敬語を「話題敬語」と「聞き手敬語」に分類している（藤原 2002：49）

## 4-2 各問題の解説

ここでは各パートの問題を中心に解説する。Part 1 では、丁寧体で話すべき聞き手に対するルールとして語用論的原則1を提示する。

## はじめに

日本語には丁寧にふるまう方法が色々あります。みなさんはいつ、どんな時に丁寧な話し方をしますか？誰とどんな風に話したら良いのか困ったことはありませんか？この授業では「～たいですか」「～ほしいですか」を取り上げ、丁寧な話し方について勉強していきます。

## 登場人物

あなた：H大学の4年生

山田先生：指導教官

加藤くん：チューター 同じゼミに所属する4年生

問題1は、敬語表現だけでは丁寧さを表すのは不十分であること、問いかけの「たい」「ほしい」に使用制限があることを理解し、原則1を獲得することがねらいである。「文法的丁寧さ」と「使い方に関わる丁寧さ」を対立させた選択肢をあげることで学習者が丁寧さの二つの側面を意識出来るようにする。

四つの選択肢は、依頼の前置きを「資料ができあがったのですが」で統一し、依頼を表す部分のみで丁寧さを判断できるようにしてある。

解説では、丁寧さの二側面を比較した上で原則1を導く。更に〈お話し〉で、《聞き手の私的領域》がどういうものであるかについて身近な例をあげて解説する。

## Part 1 「たい／ほしい」の使い方の決まり1

問題1：来月、研究会で発表する予定です。発表前に山田先生に資料を見てもらいたいと思います。先生に聞いてみましょう。

(1)から(4)のどれが丁寧ですか。

- (1) 先生、資料ができあがったのですが、見たいですか？
- (2) 先生、資料ができあがったのですが、ご覧になりたいですか？
- (3) 先生、資料ができあがったのですが、見てもらえますか？
- (4) 先生、資料ができあがったのですが、見ていただけますか？

答え：\_\_\_\_\_

丁寧だと思う理由：

〈問題 1 の解説〉

まず、形式的な丁寧さから見ていきましょう。

(1) 「見たい」 < (2) 「ご覧になりたい」

(3) 「見てもらえる」 < (4) 「見ていただける」

(1) 「見たい (見る+たい)」よりも(2) 「ご覧になりたい (ご覧になる+たい)」、(3) 「見てもらえる (見る+てもらえる)」よりも(4) 「見ていただける (見る+ていただける)」の方が敬語を使っているので丁寧ですね。

では、(2) 「ご覧になりたい」と(4) 「見ていただける」はどちらも敬語を使っています。どちらが丁寧でしょうか。

(2) 「ご覧になりたい」 ? (4) 「見ていただける」

丁寧な表現は(4)です。(2)(4)はどちらも形式的には丁寧だと言えます。でも、日本語では丁寧体や敬語を使っただけでは十分丁寧とは言えません。形だけでなく、言葉の使い方にも丁寧に話すためのルールがあるのです。一つ目の決まりです。

「たい／ほしい」の使い方の決まり 1

丁寧体で話さなければならない人には「～たいですか」「～ほしいですか」は使わない。

なぜなら、丁寧体で話すべき聞き手には丁寧さを保つために《聞き手の私的領域》に関わる発話は避けなければならないからです。

〈お話し〉 《聞き手の私的領域》って何？

《聞き手の私的領域》とは聞き手の欲求・願望・意志・能力など個人の内面に深く関わるものです。ここで言えば、「～したい」「～ほしい」と言う聞き手の欲求・願望のことです。聞き手はこの部分に触れられると自分の領域(テリトリー・縄張り)に踏みこまれたような気がして嫌な気持ちになったり、話している相手の人は「失礼だ」「丁寧ではないな」と思うのです。

例えば、あなたの部屋に誰かが断りもなく入って来たり、黙ってあなたのものを借りていくのは嫌ですよね。これと同じように言葉の使い方においても、聞き手の内面にも入らないように注意が必要なのです。この領域に入りこむ発話は丁寧さの面で不適切になるので、注意しなければなりません。きっと皆さんが話している言語にもこのようなルールがあるはずです。

それでは、次に日本語にはどのような使い方のルールがあるか見て行きましょう。

まとめの質問では、問いかけの「たい」「ほしい」に代わる適切表現をどのように導くかを考える。学習者が問いかけの「たい」「ほしい」を不適切に使用してしまうことの多い場面を設定し、使い方のルール1に基づき適切な表現をし、そこに至るルールを考えてみる。解説では場面の分類に基づいたルールを提示する。

〈まとめ〉

質問1：次の研究会は、夏休み稚内です。

①から④のとき、山田先生にどのように言ったらいいでしょうか。  
丁寧に聞いてみましょう。

① 聞き手の希望を聞くとき

みんなでまとめて切符を買おうと思います。

山田先生も札幌から稚内までJRで行くかどうか聞いてみましょう。

・ 「\_\_\_\_\_。」

② 聞き手を誘うとき

研究会が終わったら、みんなで礼文島へ行こうと思います。

山田先生も行くでしょうか。誘ってみましょう。

・ 「\_\_\_\_\_。」

③ 聞き手に何かを頼むとき

研究会に参加したいのですが、申し込み方がわかりません。

教えてほしいです。

・ 「申し込み方がわからないのですが、

\_\_\_\_\_。」

④ 聞き手に何かを申し出るとき

研究会の準備で山田先生はとても忙しそうです。朝からずっとコピー室にいます。手伝いたいです。

・ 「\_\_\_\_\_。」

質問2：「～たいですか」「～ほしいですか」を使う代わりにどんな言い方をしたらいいでしょうか。何かルールが見つかりましたか？

答え

〈質問 1 と 2 の解説〉

「たいですか」「ほしいですか」を使わないで丁寧な言い方をするには、二つのルールがあります。このルールを守ることによって丁寧聞くことができます。

ルール 1 : 聞き手の行動について尋ねる

次の三つの場合には、聞き手の内面ではなく聞き手の行動について尋ねます。そうすることで、丁寧聞くことができます。

① 聞き手の希望を聞くとき

直接「～たいですか」を使わずに、聞き手が「○○をするかどうか」尋ねます。例えば、

・ 稚内まで JR で 行きますか。

② 聞き手を誘うとき

直接「～たいですか」を使わずに、聞き手が「○○をするか、しないか」尋ねます。例えば、

・ 一緒に 礼文島へ行きますか。

更に否定の形を使うともっと丁寧になります。

・ 一緒に 礼文島へ行きませんか。

③ 聞き手に何か頼むとき

この場合も直接「～たいですか」を使わずに、聞き手が「○○をするかどうか」を聞きます。例えば、

・ 申し込み方を 教えてもらえますか。

この場合も②と同じように否定の形を使うともっと丁寧になります。

・ 申し込み方を 教えてもらえませんか。

ルール 1' : 否定の形でたずねる

②の聞き手を誘うときや③の聞き手に何かを頼むときには、否定の形で尋ねることでもっと丁寧聞くことができます。

ルール 2 : 話し手の行動について尋ねる

次の場合には、話し手の行動について聞き手の判断を尋ねます。

そうすることで、丁寧聞くことができます。

④ 聞き手に何かを申し出るとき

直接「～てほしいですか」を使わずに話し手が「○○をするかどうか」を尋ねます。例えば、

・ 手伝いましょうか。

更にこれらのルールに従った上で敬語を使い、形式も丁寧にすれば、もっと丁寧になります。例えば、

① 稚内まで JR で行きますか。

⇒ ①' 稚内まで JR でいらっしゃいますか。

② 一緒に礼文島へ行きませんか。

⇒ ②' 一緒に礼文島へいらっしゃいませんか。

③ 申し込み方を 教えてもらえませんか。

⇒ ③' 申し込み方を 教えていただけませんか。

④ 手伝いましょうか。 ⇒ ④' お手伝いしましょうか。

Part 2 では、普通体で話す聞き手に対するルールとして語用論的原則 2 を提示する。

### Part 2 「たい／ほしい」の使い方の決まり 2

さあ、ここまでは丁寧体で話すべき人との丁寧な話し方について考えてきました。次は普通体で話す人との話し方です。例えば、友達と話すときには普通体で話しますね。普通体で話す相手なら、丁寧さは必要ないでしょうか・・・？

ここではチューターの加藤くんとの話し方について考えてみます。加藤くんはあなたのチューターで、同じゼミに所属しています。アパートが近いこともあり、何でも相談できる良い友達です。

問題 2 では、普通体で話す聞き手と丁寧体で話すべき聞き手では、話し方のルールすなわち問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限が異なることを理解する。解説では学習者が日常耳にするであろう発話を取り上げる。

問題 2：研究室でコーヒーを入れていると、加藤くんが授業から戻ってきました。

加藤くんもコーヒーを飲むかどうか聞いてください。

- (1) コーヒー 飲む？
- (2) コーヒー 飲みたい？
- (3) その他「 \_\_\_\_\_ 」

答え： \_\_\_\_\_

選んだ理由： \_\_\_\_\_

### <問題 2 の解説>

日本人の友達から「コーヒー飲みたい？」「一緒に行きたい？」などと聞かれたことがありますか。親しい友達であれば、「コーヒー飲みたい？」はよく使われる表現です。実は、「たい／ほしい」の使い方の決まり 1 は丁寧体で話す聞き手と話すときのルールだったのです。普通体で話す聞き手に対しては、「飲みたい？」と聞いても失礼にはならないのです。

このように日本語では丁寧体で話さなければならない聞き手か普通体で話す聞き手かによって、話し方のルールが違うのです。

もちろん、「コーヒー飲む？」と聞いても大丈夫です。

問題 3 は、普通体で話す聞き手に対しても丁寧さが必要であることに気づき、原則 2 を獲得することがねらいである。解説では、問題 2 といかに状況が異なるかを理解し、原則 2 を導く。

問題 3 : さて、いよいよ土曜日は研究会です。でも、日本語で上手に話せるかどうか心配です。金曜日に発表の練習をするので、加藤さんに聞いてもらって正しく直してほしいと思います。どのように頼んだらいいでしょうか。

- (1) 発表の練習するんだけど、聞きたい？
- (2) 発表の練習するんだけど、聞いてもらえる？
- (3) その他「 \_\_\_\_\_ 」

答え： \_\_\_\_\_

選んだ理由： \_\_\_\_\_

#### 〈問題 3 の解説〉

パート 1 では、丁寧体で話すべき聞き手に対する話し方のルールを見てきました。しかし、普通体で話す時にもルールがあるのです。問題 3 は、自分にとっては「日本語を直してもらえ」るので有益であっても、加藤くんにとっては、「あなたの発表を聞いて直さなければならない」と言う負担がかかってしまいます。このようなとき、《聞き手の私的領域》に関わる発話は避けなければなりません。親しい関係であっても、丁寧にふるまうためのルールがあるのです。二つ目の決まりです。

#### 「たい／ほしい」の使い方の決まり 2

普通体で話す聞き手であっても、聞き手に負担、話し手に利益がある場合、「～たい?」「～ほしい?」は使わない。

この場合、更にパート 1 のルール 1' に従って「聞いてもらえない?」と否定の形を使うと、もっと丁寧になります。

次に問題 4 は、丁寧体で話すべき聞き手に対して原則 1 が緩和される例を取り上げる。解説では、話し手と聞き手が命題内容に対して利害関係が何もなければ、不適切な発話にはならないことを説明する。発話の問題というより、学習者が実際にこのような発話を聞いたとき、不規則に用いられているのではなくルールに基づいて緩和されたことが理解できるようあえて取り上げる。



## 5 終わりに

本稿では問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限は、丁寧さに関わる語用論の原則によるものと捉え、二つの語用論の原則を基本に授業プランを提案した。このプランを実践・検証していくことが今後の課題である。

追記：本稿は 2005 年 3 月に北海道教育学会研究集会（釧路）で発表した内容を加筆修正したものである。

### 参 考 文 献

- Brown and Levinson (1987) *Politeness-Some universals in language usage* Cambridge
- 藤原 安佐 (2002) 「社会的要因による聞き手敬語の使い分け—話し手と聞き手の関係を中心に—」『教育学の研究と実践』第 1 号 北海道教育学会
- 藤原 安佐 (2005) 「丁寧さに関わる問いかけの「たい」「ほしい」の使用制限—私的領域に関わる語用論の原則を用いて—」『教授学の探究』第 22 号 北海道大学大学院教育学研究科教育方法学研究室
- Geoffrey N. Leech (1983) *The Principles of Pragmatics* Longman
- ジェフリー・N. リーチ (1987) 『語用論』 紀伊国屋書店
- 姫野伴子・新屋映子 (2003~2004) 「配慮表現から見た日本語」『月刊日本語』連載アルク
- 井出 祥子 (1992) 「日本人のウチ・ソト認知とわかまへの言語使用」『月刊言語』11 月号
- 井出 祥子 (1993) 「対人関係修辞とポライトネス」『英語青年』
- 井出 祥子 (1998) 「待遇表現」『講座日本語と日本語教育 12』
- 生田少子・井出祥子 (1983) 「社会言語学における談話研究」『月刊言語』
- Jenny Thomas (1995) *Meaning in interaction* Longman
- ジェニー トマス (1998) 『語用論入門』 研究社
- 益岡 隆志 (1997) 「表現の主観性」『視点と言語行動』くろしお出版
- 水谷 信子 (1985) 『日英比較 話しことばと文法』 くろしお出版
- 大石久美子 (1996) 「「(し) たいですか?」に代表された<願望確認>について」『日本語教育』91 日本語教育学会
- 大石久美子 (1998) 「接触場面での上級日本語学習者の願望疑問文の問題」『世界の日本語教育』8 国際交流基金
- 鈴木 睦 (1997) 「日本語教育における丁寧体世界と普通体世界」『視点と言語行動』くろしお出版
- 山岡 政紀 (2000) 『日本語の述語と文機能』 くろしお出版
- 吉川 和美 (1995) 「留学生の待遇表現に関する一考察」『AKP 紀要』9